

統計法等に関する研究会（第5回） 議事概要

1 日 時 令和8年7月29日（水）13:00～14:33

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室（Web開催併用）

3 出席者

【構成員】

椿構成員（座長）、岡田構成員、加藤構成員、佐久間構成員、高部構成員、堀澤構成員

【事務局】

北川政策統括官（統計制度担当）、阿南大臣官房審議官、植松統計企画管理官、越統計審査官、赤谷統計委員会担当室次長、小川企画官、大畑統計企画管理官補佐

4 議 題

- （1）マイクロデータ利用の利便性向上について
- （2）公的統計作成等へのAI等のデジタル技術の活用及びAI等によるデータ分析に資する統計データの提供について
- （3）報告書の構成案について
- （4）その他

5 議事概要

- （1）マイクロデータ利用の利便性向上について
事務局から、資料1に基づいて、マイクロデータ利用の利便性向上についての追加の論点等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ マイクロデータの利活用については、諸外国の制度を見ながら、日本においては、どのような制度を措置すべきなのかというのが重要な視点。

今回、イギリス等で行われているファイブセーフスの取組を参考に、一般利用が可能な匿名データの提供を可能とするなど類型の多層化、DVD提供を見直し今後はできるだけオンサイト利用やリモートアクセスなど安全な分析環境での提供を目指していくこと、認定された研究者などの仕組みを設けこれらの研究者については審査を柔軟化していくことなど、安全性を複層的な要素で担保していくという方向性について本研究会として概ね合意が得られた。また、提供を受けた者が適正に管理しているかどうかを総務省が確認しにいく仕組みを設けること、その上で行政機関に限っては提供審査を簡素化すること、行政・民間データについては提供元と合意できた場合には二次的利用を行っていくこと、今般のAI等の技術進展を踏まえて、匿名データに識別禁止規定を設けることなどの方向性も本研究会として認識共有ができた。今後は取りまとめに向けて具体化を進める。

(2) 公的統計作成等へのA I等のデジタル技術の活用及びA I等によるデータ分析に資する統計データの提供について

事務局から、資料2に基づいて、公的統計作成等へのA I等のデジタル技術の活用及びA I等によるデータ分析に資する統計データの提供についての追加の論点等について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ A I等のデジタル技術を統計の作成に活用していくというのは具体的にどういう規律や対応を想定しているのか。

→ 法律上は、例えば「デジタル技術を積極的に活用して公的統計の作成の効率化に努める」などといった責務規定を想定している。一方、運用面に関しては、統計委員会デジタル部会においてデジタル技術の活用に関する研究をしている段階のため、その研究成果を踏まえた取組を公的統計基本計画で具体化して、各府省にデジタル技術の活用を具体的に促していくことを想定している。

○ ホワイトケースを具体的に示していくということと理解したが、ブラックケースは個人情報保護法のスキームで考えるか、それとも統計法のスキームで考えるのか。

→ 統計法のスキームの中で、リスクの観点、例えば匿名データの識別や外れ値の扱いなど諸外国でもA I技術を活用したリスクはあげられていることから、そういったものも示してまいりたい。

○ e-Statへの統計の掲載や統計の機械可読化レベルのニーズ把握について、公的統計の中でも基幹統計から順にやっていくべき。

→ 順序的には、基幹統計、一般統計調査の結果、それ以外の順になると思われるが、検討してまいりたい。

○ 過去の統計表の対応についても、まずは基幹統計をターゲットに進めていく必要がある。

○ 機械可読化に関する統計基準や指針の作成に際し、ファイブスターのレベル4やレベル5は望ましいと思うが、データ整備の観点から無理のないレベルでやっていくのが現実的と考える。またこれらの作成に当たり、技術的な手法のプロセスをどう進めるのかは今後の議論かと思うが、統計利用が想定される研究者や民間企業等にヒアリングしながら進めていくとよいと考える。

○ 機械可読化に関しレベル4や5を実現していくことについては、各府省の予算や体制のリソースの問題もあるので、統計のニーズを踏まえて、優先順位を決めて進めていく必要がある。また、総務省側が利活用に関するガイドブックなどを示すことで統計利用者が対応できる話もあるし、統計調査の承認申請の過程で各府省の取組状況を確認し、各府省に実行を促していく方法もある。

○ A I等のデジタル技術の統計作成への活用や品質表示・機械可読化については、国民の負担軽減と公的統計の利便性の向上のために、検討しなければならない課題であることが、本研究会としても改めて認識共有ができた。今後は取りまとめに向けて具体化を進める。

(3) 報告書の構成案について

事務局から、資料3に基づいて、報告書の構成案について説明が行われた。構成員等からの主な発言は以下のとおり。

○ 資料3の2(4)イの調査員調査の抑制の箇所に関しては、調査員調査をやってはいけない、といったニュアンスが強く出ないように、工夫する必要がある。

また、3(3)のマイクロデータの提供の箇所に関しては、これまでの研究会の議論を踏まえると「多層化」が重要な観点のため、「多層化」という表現を盛り込んだほうがよいと考える。なお、「事実と異なるデータを加えた錯乱的手法」は意味合いとしては正しいが、誤解を招かないように表現を工夫してはどうかと考える。

最後に、5で統計法改正の見直しに関して記載があるが、国勢調査だけではなく、AI等のデジタル技術の進展も踏まえながら、法改正の是非を検討していくべきと考える。

→ 御意見を踏まえ検討していきたい。

○ 次回の研究会で具体的に議論していきたい。

(4) その他

○ 事務局から、今回は、8月5日(水)に開催予定である旨発言があった。

○ 最後に、事務局から、今後の報告書の取りまとめに向けた連絡等が行われた。

以上